

# 規制シート(様式)

(別紙1)

160195102010002

平成27年7月2日

規制の名称	検疫港等の指定基準	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	検疫法、検疫法施行令	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	医薬食品局食品安全部企画情報課検疫 所業務管理室長 中崎 宏司
規制目的	国内に常在しない感染症の病原体の侵入を防止すること		
規制内容の概要	外国から来港した船舶又は航空機は、検疫法(昭和26年法律第201号)第3条の規定に基づく指定基準をすべて満たした上で指定を受けた検疫港又は検疫飛行場において検疫を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改 廃経緯	平成5年7月に総務庁から、附属機関等総合実態調査結果に基づき、指定港の指定基準を定める必要があるとの勧告がなされたため、「検疫港等の指定等の方針について」(平成8年11月5日付け健医感発第136号エイズ結核感染症課長及び衛検発第365号検疫所業務管理室長通知)に検疫港等の指定基準を定めた。	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	海外から船舶が直接入港する港が増えるほど、検疫感染症の国内侵入リスクを増大させることから、直接入港が可能な港を指定して検疫を実施することが原則である。したがって、検疫の実効性を確保する観点から、一定の隻数の入港が見込まれる等の全国統一的な基準を満たした港又は飛行場を検疫港又は検疫飛行場として指定して検疫を実施することとしているため、基準を緩和して検疫港として指定することは困難。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

160195102010002

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>「検疫港等の指定等の方針について」(平成8年11月5日付け健医感発第136号エイズ結核感染症課長及び衛検発第365号検疫所業務管理室長通知)</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>検疫法(昭和26年法律第201号)第3条、検疫法施行令(昭和26年政令第377号)第1条の2</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>本通知の内容は、検疫法(昭和26年法律第201号)第3条、検疫法施行令(昭和26年政令第377号)第1条の2に基づく検疫港及び検疫飛行場の指定基準を定めているものである。</p>